

協議第46号

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-17 建設関係事業の取扱い
<p>1. 建設関連事業及び都市計画関連事業については、計画的に実施する。 なお、国補助の継続事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>2. 認定町村道、橋梁及び法定外公共物については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 道路台帳については、当面現行の資料を基に運用し、新市において新たに整備する。</p> <p>4. 地籍調査については、山武町の例を基本に新市に引き継ぎ、施行規模の拡大を含め新市において調整する。</p>	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
<p>23-17 建設関係事業の取 扱い</p>	<p>1. 建設関連事業及び都市計画関連事業については、計画的に<u>実施する</u>。なお、国補助の継続事業については、新市においても引き続き<u>実施する</u>。</p> <p>2. 認定町村道、橋梁及び法定外公共物については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 道路台帳については、当面現行の資料を基に運用し、新市において新たに整備する。</p> <p>4. 地籍調査については、山武町の例を基本に新市に引き継ぎ、施行規模の拡大を含め新市において調整する。</p>	<p>1. 建設関連事業及び都市計画関連事業については、計画的に<u>実施するものとする</u>。なお、国補助の継続事業については、新市においても引き続き<u>実施するものとする</u>。</p> <p>2. 認定市町村道、橋梁、<u>河川</u>については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 道路台帳については、当面現行の資料を基に運用し、新市において新たに整備する。</p> <p>4. 地籍調査については、山武町の例を基本に新市に引き継ぎ、施行規模の拡大を含め新市において調整する。</p> <p>5. <u>国から譲与を受けた法定、法定外公共物については、すべて新市に引き継ぐ。</u></p>

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-17 建設関係事業の取扱い
調整の方針	<p>1. 建設関連事業及び都市計画関連事業については、計画的に実施する。なお、国補助の継続事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>2. 認定町村道、橋梁及び法定外公共物については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 道路台帳については、当面現行の資料を基に運用し、新市において新たに整備する。</p> <p>4. 地籍調査については、山武町の例を基本に新市に引き継ぎ、施行規模の拡大を含め新市において調整する。</p>

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【建設関係事業】							建設関連事業については、計画的に実施する。なお、国補助の継続事業については、新市においても引き続き実施する。
(建設関連事業)							
○道路維持管理事業	排水補修、舗装修繕、転落防止、路肩維持、橋梁維持等						
・平成16年度当初予算			81,592千円	114,796千円	21,436千円	49,535千円	
○道路橋梁新設改良事業	舗装新設、道路改良、排水整備等						
・平成16年度当初予算			461,628千円	271,999千円	101,627千円	158,672千円	
・継続予定の国補助工事						町道借毛本郷17号線道路改良工事(国庫補助) H16~H20 500,000千円	
○河川関係事業	河川改修・水路整備・急傾斜地等						
・平成16年度当初予算			43,750千円	0千円	1,754千円	279千円	
○災害復旧事業	公共土木災害復旧事業・単独災害復旧事業						
・平成16年度当初予算			1千円	0千円	0千円	5千円	

項目	現況				調整内容	
	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町		
(都市計画関連事業)					都市計画関連事業については、計画的に実施する。なお、国補助の継続事業については、新市においても引き続き実施する。	
○都市計画道路						
・路線名及び整備状況			10路線 総延長L=27,440m 3・2・1号 L=280m 成東駅南口線 未整備(町) 3・2・2号 L=190m 成東駅北口線 未整備(町) 3・3・3号L=3,750m 国道126号 未整備(県)	6路線 総延長L=15,360m 3・4・1号 L= 880m 壇谷線 未整備(県) 3・4・2号 L=4,390m 雨坪壇谷線 整備中L=900m(県) 3・4・3号 L=1,050m 役場通り線 整備済L=916m(町) 3・4・4号 L=1,440m 椎崎壇谷線 未整備(県) 3・5・5号 L=4,350m 矢部木原線 整備済L=3,348m(県) 3・5・6号 L=3,250m 壇谷日向台線 整備済L=930m	2路線 総延長L=6,844m 3・3・1号 L=4,264m 蓮沼公園線 整備済L=3,980m(県) 3・5・2号 L=2,580m 魚屋前龍立線 整備済L=2,580m(県)	4路線 総延長L=4,550m 3・5・1号 L=3,040m 松尾国道126号線 未整備(県) 3・4・2号 L=300m 大堤松尾線 未整備(県) 3・5・3号 L=830m 松尾富士見台線 未整備(県) 3・5・4号 L=380m 八田富士見台線 整備中(県)

項 目	現 況				調整内容		
			成 東 町	山 武 町		蓮 沼 村	松 尾 町
○土地区画整理事業							
・施行予定地区の状況			成東駅北側地区 42ha 平成6年と9年に調査を行ったが、各種事由により実施時期を検討している。				
○都市公園事業							
・都市公園の現状			街区公園 3箇所 供用開始済み 近隣公園 1箇所 供用開始済み 運動公園 1箇所 供用開始済み				
【道路・河川等の管理】							
○道路・河川等の状況（平成16年4月1日現在）					現行のとおり新市に引き継ぐ。		
・市町村道							
1 級			路線数 16 実延長 36,337m	路線数 10 実延長 24,987.0m		路線数 4 実延長 8,465.0m	路線数 7 実延長 11,230.0m
2 級			路線数 18 実延長 26,046. m	路線数 16 実延長 26,270.0m		路線数 3 実延長 2,748.0m	路線数 18 実延長 33,730.0m
その他			路線数 1,074 実延長 405,658m	路線数 826 実延長 287,355.0m		路線数 479 実延長 117,695.0m	路線数 936 実延長 301,517.0m
合 計			路線数 1,108 実延長 468,041m	路線数 852 実延長 338,612m		路線数 486 実延長 128,908m	路線数 961 実延長 346,477m
・橋 梁							
永久橋			箇所数 184 実延長 1,190m	箇所数 47 実延長 440.51m		箇所数 65 実延長 308.8m	箇所数 129 実延長 979.35m
木 橋			箇所数 2 実延長 22m	箇所数 3 実延長 21.05m		箇所数 2 実延長 18.4m	箇所数 6 実延長 18.17m
合 計			箇所数 186 実延長 1,212m	箇所数 50 実延長 461.56m		箇所数 67 実延長 327.2m	箇所数 135 実延長 997.52m

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
○道路台帳							当面現行の資料を基に運用し、新市において新たに整備する。
・台帳の補正			年1回	隔年実施	隔年実施	年1回	
・平成16年度当初予算			8,757千円	3,000千円	0千円	10,500千円	
○地籍調査							山武町の例を基本に新市に引き継ぎ、施行規模の拡大を含め新市において調整する。
・事業の概要				全体計画面積51.71k㎡ (国有除く) 実施済面積 4.34k㎡			
・平成16年度当初予算				23,244千円			
○法定・法定外公共物							すべて新市に引き継ぐ。
・法定・法定外公共物の 管理体系			財産管理・機能管理	財産管理・機能管理	財産管理・機能管理	財産管理・機能管理	
			法定 1,625 法定外 1,625	法定 2,832 法定外 2,903	法定 59 法定外 59	法定 2,869 法定外 3,853	

協議第47号

都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-18 都市計画の取扱い
4町村の都市計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、新市において一体的なまちづくりを進めるため、早期に新市の都市計画を策定する。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
<p>23-18 都市計画の取扱い</p>	<p>4町村の都市計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、新市において一体的なまちづくりを進めるため、早期に新市の都市計画を策定する。</p>	<p>山武地域6市町村の都市計画は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 なお、新市において一体的なまちづくりを進めるため、早期に新市の都市計画を策定する。</p>

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-18 都市計画の取扱い
調整の方針	4町村の都市計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、新市において一体的なまちづくりを進めるため、早期に新市の都市計画を策定する。

項目	都市計画の現況				調整内容	
		成東町	山武町	蓮沼村		松尾町
【都市計画の状況】						
<都市計画の名称>		成東都市計画	山武都市計画	九十九里海岸都市計画	松尾都市計画	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において早期に再編する。
<都市計画の区域>		成東町全域(平成7年) 4,702ha	山武町全域(平成9年) 5,205ha	蓮沼村全域(昭和56年) 972ha	松尾町全域(平成13年) 3,759ha	
<土地利用>						現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において早期に再編する。
○用途地域		6区分 341ha	7区分 298ha	全城無指定	6区分 217ha	
・第1種低層住居専用地域		49ha	89ha			
・第2種低層住居専用地域			1.4ha			
・第1種中高層住居専用地域		19ha	28ha		39ha	
・第1種住居地域		206ha	151ha		93ha	
・準住居地域		16ha			21ha	
・近隣商業地域		14ha	6.7ha		6ha	

項 目	都 市 計 画 の 現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
・準工業地域				5.5ha		21ha	
・工業地域			37ha	16ha		37ha	
<都市施設>							
・都市計画道路			10路線 27.44km	6路線 15.4km	2路線 6.844km	4路線 4.55km	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において早期に再編する。
・公園					蓮沼海浜公園 170.1ha		
・駅前広場、交通広場			JR成東駅南口駅前広場 3,600㎡ JR成東駅北口駅前広場 3,400㎡	JR日向駅北口駅前広場 2,800㎡			
<都市計画マスタープラン>							
・策定状況 ・目的			平成7年1月策定 都市計画マスタープランは、町総合計画等上位計画との整合をはかりながら、都市づくりの基本理念及び将来像、都市計画の目標、都市整備の主要な課題、都市整備の方針等、都市計画に関する基本的な方針を定める。	平成9年4月策定 都市計画マスタープランは、「山武町基本構想」の基本方針に従い、まちの将来イメージを実現するために、都市計画によるまちづくりの方針を示します。	平成13年3月策定 「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、蓮沼村第3次総合計画に即した都市計画に関する基本的な方針を定めることにより、住民と行政が一体となったまちづくりを進めるための指針とすることを目的とする。 上位計画や関連計画の内容を踏まえ、まちづくりの具体的なビジョンを確立し、将来都市像や全村・地域別の課題に応じた整備方針等をきめ細かく、かつ総合的に定めたものとしている。	平成13年5月策定 都市計画マスタープランは、総合計画の実現化計画として「豊かな大地に安らかな暮らしといきいきとした交流を育むまち」を掲げ、広域的に連携した新たな産業の振興と人々の交流を促進し地域の特色を活かすまちづくりを町民と行政が手を携えて進めていきます。	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において早期に再編する。

都 市 計 画 の 現 況

項 目	都 市 計 画 の 現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
<緑のマスタープラン> ・策定状況 ・目的		平成9年3月策定 緑のマスタープランは、都市化が進む中で、本町のもつ豊かな歴史的・文化的環境を保全し、緑あふれる環境を維持、育成していくために、緑の基本計画を策定して、都市の緑とオープンスペースの保全・創出の施策を住民参加のもとに、総合的・計画的に推進していくことが必要となっている。本計画はこれらの計画に示される緑に関する総合計画として、今後の緑の保全・創出の目標と方針を定める。	平成10年3月策定 緑の基本計画は、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容とした緑のオープンスペースの総合的な計画をつくることを目標にしている。今後、町民のレクリエーション需要等に応える公園・緑地についても、計画的に整備を進めることが必要であり、また、現在の豊かな緑の資源を将来においても保全していくためには、緑の豊かさが感じられるうちに緑の保全方針を、計画的に定めるものである。	なし	平成15年3月策定 緑の将来像とそれに係わる住民の生活像について住民にわかりやすいテーマやキャッチフレーズ等により計画の目標や緑地整備の基本方針を設定する。計画のフレームについては、総合計画やマスタープランとの整合に配慮し設定する。	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において早期に再編する。

生活環境事業の取扱いについて

生活環境事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-19 生活環境事業の取扱い
<p>生活環境事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境施策関係事業 <p>環境基本計画については、新市において新たに策定する。</p> 2. 環境保全関係事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公害調査（土壌・河川・地下水等）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、測定箇所、回数等については合併後に調整する。 (2) 公害防止に関する規制基準については、成東町の例を基本に合併時に再編する。 (3) 残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については、地域の実情を踏まえ合併時まで調整する。 3. 環境衛生事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定ごみ袋制度やごみの収集方法については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。 (2) ごみの資源化については、事業内容を調整し、新市においても引き続き推進する。 (3) 環境美化事業については、現行制度を活用しつつ民間活力を取り入れ、合併時までに統一的な体制を整備する。 なお、補助金については、廃止を含め検討する。 (4) し尿処理関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 不法投棄の防止対策については、合併時に再編する。 なお、不法投棄監視員や不法投棄監視カメラ等の設置については、新市において、統一的な体制を整備するよう調整する。 4. その他生活環境事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 畜犬等事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 墓地の経営許可に関する事務は、松尾町の例を基本に合併時に再編する。 	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
<p>23-19 生活環境事業の 取扱い</p>	<p>生活環境事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 環境施策関係事業 環境基本計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>2. 環境保全関係事業 (1) 公害調査（土壌・河川・地下水等）については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u> ただし、測定箇所、回数等については合併後に調整する。 (2) 公害防止に関する規制基準については、<u>成東町の例を基本に合併時に再編する。</u> (3) 残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については、<u>地域の実情を踏まえ合併時まで</u>に調整する。</p> <p>3. 環境衛生事業</p> <p>(1) 指定ごみ袋制度やごみの収集方法については、<u>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。</u> (2) ごみの資源化については、事業内容を調整し、<u>新市においても引き続き推進する。</u></p>	<p>生活環境事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 環境施策関係事業 環境基本計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>2. 環境保全関係事業 (1) 公害調査（土壌・河川・地下水等）については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u> ただし、測定箇所、回数等については合併後に調整する。 (2) 公害防止に関する規制基準については、<u>東金市の例を基本に合併時に再編する。</u> (3) 残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については、<u>地域の実情を踏まえ合併時まで</u>に調整する。</p> <p>3. 環境衛生事業 (1) 組合事業については、<u>別途協議する。</u> <u>(※ 協定項目14「一部事務組合等の取扱い」により協議)</u> (2) 指定ごみ袋制度やごみの収集方法については、<u>合併時統一に向け調整する。</u> (3) ごみの資源化については、事業内容を調整し、<u>新市においても引き続き推進する。</u></p>

	<p>(3) 環境美化事業については、現行制度を活用しつつ民間活力を取り入れ、合併時までに統一的な体制を整備する。</p> <p>なお、補助金については、廃止を含め検討する。</p> <p>(4) し尿処理関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 不法投棄の防止対策については、合併時に再編する。</p> <p>なお、不法投棄監視員や不法投棄監視カメラ等の設置については、新市において、統一的な体制を整備するよう調整する。</p> <p>4. その他生活環境事業</p> <p>(1) 畜犬等事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 墓地の経営許可に関する事務は、松尾町の例を基本に合併時に再編する。</p>	<p>(4) 環境美化事業については、現行制度を活用しつつ民間活力を取り入れ、合併時までに統一的な体制を整備する。</p> <p>なお、補助金については、廃止を含め検討する。</p> <p>(5) し尿処理関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 不法投棄の防止対策については、合併時に再編する。</p> <p>なお、不法投棄監視員や不法投棄監視カメラ等の設置については、新市において、統一的な体制を整備するよう調整する。</p> <p>4. その他生活環境事業</p> <p>(1) 畜犬等事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 墓地の経営許可に関する事務は、松尾町の例を基本に合併時に再編する。</p> <p>(3) <u>ガス事業については、東金市の例により合併時に統合する。</u></p> <p><u>ただし、使用料については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市に移行後すみやかに調整する。</u></p> <p><u>また、指定工事店指定手数料については、合併時までに上水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業と調整する。</u></p>
--	--	--

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-19 生活環境事業の取扱い
調整の方針	<p>生活環境事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境施策関係事業 <ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画については、新市において新たに策定する。 2. 環境保全関係事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公害調査（土壌・河川・地下水等）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、測定箇所、回数等については合併後に調整する。 (2) 公害防止に関する規制基準については、成東町の例を基本に合併時に再編する。 (3) 残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については、地域の実情を踏まえ合併時まで調整する。 3. 環境衛生事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定ごみ袋制度やごみの収集方法については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に調整する。 (2) ごみの資源化については、事業内容を調整し、新市においても引き続き推進する。 (3) 環境美化事業については、現行制度を活用しつつ民間活力を取り入れ、合併時まで統一した体制を整備する。 なお、補助金については、廃止を含め検討する。 (4) し尿処理関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 不法投棄の防止対策については、合併時に再編する。 なお、不法投棄監視員や不法投棄監視カメラ等の設置については、新市において、統一した体制を整備するよう調整する。 4. その他生活環境事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 畜犬等事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 墓地の経営許可に関する事務は、松尾町の例を基本に合併時に再編する。

項 目	現 況				調整内容	
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
環境施策関係事業 【環境基本計画】		なし	なし	なし	なし	新市において新たに策定する。
環境保全関係事業 【公害調査（土壌・河川・地下水等）】		①河川及び排水路の定点水質調査（10箇所、年4回、13項目等） ②地下水環境水質調査（5箇所、年1回、26項目） ③事業所地下水調査（定点3井戸、年1回、5項目）	①河川37箇所（年1回、10項目）4箇所（年1回、29項目） ②地下水調査（町内100箇所 年1回） 【平成14年度まで120箇所、町営水道の供給開始により、調査箇所数を平成17年まで毎年20箇所ずつ減らしていく】 ③飲用水道 上記②のとおり ④ゴルフ場2箇所（年1回、30項目）	該当なし	①河川及び排水路の定点水質調査（8箇所、年2回） ②地下水定点水質調査（13箇所、年1回）	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後も継続的に実施する。 ただし、測定箇所、回数等については合併後に調整する。
【公害防止条例の規制基準の調整】 (指定区域) 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 (規制値) 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 町村の条例 (協定等の締結)		都市計画法による用途地域 " " " " 上乗せ規制なし " " " " (騒音)昼間60デシベル、朝夕55デシベル、夜間50デシベル なし	都市計画法による用途地域 " " " " 上乗せ規制なし " " " " (騒音)昼間60デシベル、朝夕55デシベル、夜間50デシベル なし	該当なし	都市計画法による用途地域 " " " " 上乗せ規制なし " " " " 該当なし	成東町の例を基本に合併時に再編する。

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【環境・公害に関する苦情処理状況】	<p>①苦情処理件数 (平成14年度) 4件</p> <p>〔内訳〕 悪臭に関するもの 1件 騒音に関するもの 3件</p>	<p>①苦情処理件数 (平成14年度) 328件</p> <p>〔内訳〕 野焼き 34件 残土による埋立て 14件 蜂の巣 10件 悪臭等 5件 不法投棄 191件 その他 74件</p>	<p>①苦情処理件数 (平成14年度) 0件</p>	<p>①苦情処理件数 (平成14年4月～12月) 1件</p> <p>〔内訳〕 水質に関するもの 1件</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
【残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可】	<p>(成東町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害発生防止に関する条例)</p> <p>【目的】 土砂等の埋立て等による土壌の汚染、災害の発生防止及び生活環境の保全</p> <p>【内容】 埋立てる土地の面積が500㎡以上3000㎡未満の場合に町長許可(3,000㎡以上の場合、県知事の許可)</p> <p>【手数料】 許可申請手数料 1件 2万円 変更許可申請手数料 1件 1万円 事前協議制度あり</p>	<p>(山武町残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例)</p> <p>【目的】 町民が飲用水を全て地下水に依存しているため、町民の健康を保護する上で地下水の水質の保全が不可欠である。そこで、残土の埋立て規制や地下水保全協定に関し必要な事項を定めることにより、地下水の水質を保全し、あわせて災害の発生を未然に防止することを目的とする。</p> <p>【内容】 全ての残土埋立て行為について、特に300㎡以上の残土埋立事業は町長の許可が必要になる。</p> <p>【手数料】 許可申請手数料 1件 4万8千円 変更許可申請手数料 1件 2万8千円</p>	<p>(蓮沼村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害発生防止に関する条例)</p> <p>【目的】 土砂等の埋立て等による土壌の汚染、災害の発生防止及び生活環境の保全</p> <p>【内容】 埋立てる土地の面積が500㎡以上3000㎡未満の場合に村長許可(3,000㎡以上の場合、県知事の許可)</p> <p>【手数料】 許可申請手数料 1件 2万円 変更許可申請手数料 1件 1万円 事前協議制度あり</p>	<p>(松尾町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害発生防止に関する条例)</p> <p>【目的】 土砂等の埋立て等による土壌の汚染、災害の発生防止及び生活環境の保全</p> <p>【内容】 埋立てる土地の面積が500㎡以上3000㎡未満の場合に町長許可(3,000㎡以上の場合、県知事の許可)</p> <p>【手数料】 許可申請手数料 1件 2万円 変更許可申請手数料 1件 1万円 事前協議制度あり</p>	<p>地域の実情を踏まえ合併時まで調整する。</p>

項目	現 況				調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村 松 尾 町	
			【その他】 ・所有者等の責任制度あり ・罰則制度あり ・地下水保全協定制度あり		
環境衛生事業 【組合関係】	【東金市外三町清掃組合事業】		【山武郡環境衛生事業振興組合事業】		別途「一部事務組合等の取扱い」の中で協議する。
組合の構成市町村	東金市・九十九里町・成東町、大網白里町（山武地域6市町村以外の町）		山武町・蓮沼村・松尾町、横芝町・芝山町（山武地域6市町村以外の町）		
組合の施設概要	平成10年4月竣工 （ごみ処理施設） 7.0t/2.4時間 3基（全連続焼却式ストーカー炉） 処理能力 210t/日 （廃棄物再生施設） 2.6t/2.4時間 1基（バーナー式表面溶融炉） （粗大ごみ処理施設） 1.0t/5時間 1基（回転破砕機）		平成8年3月竣工 （ごみ処理施設） 36.5t/1.6時間 2基（准連続焼却式流動床炉） 処理能力 73t/日 （リサイクルプラザ）〔回転式破砕機・切断式破砕機〕 1.5t/5時間 1基（資源） 3t/5時間 1基（可燃性粗大） 4t/5時間 1基（粗大）		
主な組合の事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・構成町村との連絡調整 ・家電4品目の処理（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン） ・組合施設及び最終処分場管理運営 		<ul style="list-style-type: none"> ・構成町村との連絡調整 ・指定ごみ袋の製造販売 ・ごみ収集・運搬 ・家電4品目の処理（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン） ・一般廃棄物の収集運搬業許可 ・組合施設及び最終処分場管理運営 		
組合への負担					
平成14年度実績 〔単位：千円〕		234,466	214,262	112,748	167,015

項 目	現 況				調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村 松 尾 町	
【ごみ収集関係】 概 要		<p>家庭用一般廃棄物の収集運搬・処理に際して、家庭ごみの排出に町の指定ごみ袋を使用するものである。ごみ袋代を不・可燃物処理手数料として徴収することにより、収集運搬・処理費用の一部を排出者負担として徴収することができる。袋による分別により、資源ごみの再生が容易になり、環境保全・リサイクルの推進の一助ともなっている。</p>		<p>【山武郡環境衛生事業振興組合事業】 家庭用一般廃棄物の収集運搬・処理に際して、家庭ごみの排出に町の指定ごみ袋を使用するものである。ごみ袋代を不・可燃物処理手数料として徴収することにより、収集運搬・処理費用の一部を排出者負担として徴収することができる。袋による分別により、資源ごみの再生が容易になり、環境保全・リサイクルの推進の一助ともなっている。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において合併後に調整する。</p>
ごみ袋の製造販売		<p>指定ごみ袋については、町で入札を実施し、最低価格業者と契約をして発注する。 ごみ袋の販売方法は、販売協力店の登録をした販売店が環境課窓口で直接購入する。</p>		<p>指定ごみ袋は、環境衛生事業振興組合で入札を実施し、最低価格業者と契約して発注する。 ごみ袋の販売は、環境衛生事業振興組合と契約した指定袋販売協力店は町担当窓口で直接購入する。 ごみ袋の販売は、町担当窓口で直接販売も行っている。</p>	
指定ごみ袋等		<p>年度末に販売額の10%を支払う。</p> <p>(処理費含む) 可燃ごみ袋 大 1枚 40円(300) (10枚単位で販売) 小 1枚 20円(100) (10枚単位で販売)</p>	<p>山武郡環境衛生事業振興組合が年1回収扱額の5%を支払う</p> <p>(処理費含む) 可燃ごみ袋 大 1枚 50円(300) (20枚入り1袋 1,000円) 小 1枚 35円(200) (20枚入り1袋 700円)</p>		

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
	不燃ごみ袋 カン・ビン・不燃（金属）不燃（ガラス） 1枚 30円（10枚単位で販売） ペットボトル（400） 1枚 20円（10枚単位で販売） 【東金市外三町清掃組合事業】 粗大ごみ 15Kg未満 150円 15Kg以上 25kg未満 300円 25Kg以上 35kg未満 450円 35Kg以上 600円	不燃ごみ袋 1枚 20円 資源ごみ袋 1枚 20円 有害ごみ 1枚 20円 粗大ごみステッカー 1枚 100円	【山武郡環境衛生事業振興組合事業】 不燃ごみ袋 1枚 20円 資源ごみ袋 1枚 20円 有害ごみ 1枚 20円 粗大ごみステッカー 1枚 100円	不燃ごみ袋 1枚 20円 資源ごみ袋 1枚 20円 有害ごみ 1枚 20円 粗大ごみステッカー 1枚 100円	
収 集	可燃ごみ 週2回 カン 週1回 ビン類 週1回 ペットボトル 週1回 金属類 月2回 ガラス類 月2回 蛍光灯類 年3回 乾電池 年3回	可燃ごみ 週2回 資源ごみ 月1回 不燃ごみ 月1回 有害ごみ 月1回 粗大ごみ 組合で電話受付自宅回収			
その他ごみ処理手数料 （参考）	【東金市外三町清掃組合事業】 直接搬入ごみについては、100円/10kgの手数料の徴収（税抜き）	【山武郡環境衛生事業振興組合事業】 一般家庭からの持込 100kgまで無料 100kgを超える場合は、1kg増すごとに5円 事業所からの持込 1kg当たり7円 組合が戸別収集（粗大ごみ） ステッカー料（1品ごとに） 1枚 100円 動物の死骸（犬・猫）自ら組合の施設に搬入 1頭 500円			

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
集積場					
一般廃棄物集積場整備事業助成					
	<p>【趣旨】 一般廃棄物の適正処理</p> <p>【申請】 ①申請書に位置図を添付。申請は原則区長又は衛生委員が区長の同意を得てする。宅地開発等によりやむを得ない場合は、事業者が区長及び衛生委員の同意を得て申請する。 ②集積場1ヶ所当たり、原則10戸以上とする。付近の状況からやむを得ないと認められる場合は、概ね5戸。 ③ごみ集積場の管理は、周辺住民等が行う</p> <p>【要件】 区・自治会により設置するごみ集積施設</p> <p>【対象経費】 ごみ集積施設の設置に要した経費</p> <p>【補助率】 新設 80,000円を限度に3分の2 修繕 25,000円を限度に2分の1</p>	<p>【趣旨】 一般廃棄物の適正処理</p> <p>【申請】 ①申請書に位置図を添付。宅地開発等によりやむを得ない場合は、事業者が区長の同意を得て申請する。 ②集積場1ヶ所当たり、原則10戸以上とする。付近の状況からやむを得ないと認められる場合は、概ね5戸。 ③ごみ集積場の管理は、周辺住民等が行う</p> <p>【要件】 区・自治会により設置する不燃ごみ集積施設</p> <p>【対象経費】 不燃ごみ集積施設の設置に要した経費</p> <p>【補助率】 新設300,000円を限度に2分の1 修繕200,000円を限度に2分の1</p>	<p>【趣旨】 一般廃棄物の適正処理</p> <p>【申請】 ①申請書に位置図を添付。 ②集積場1ヶ所当たり、原則10戸以上とする。付近の状況からやむを得ないと認められる場合は、概ね5戸。 ③ごみ集積場の管理は、周辺住民等が行う</p> <p>区長からの申し出によりステーションネットを配布</p> <p>【要件】 区・自治会により設置する不燃ごみ集積施設</p> <p>【対象経費】 不燃ごみ集積施設の設置に要した経費</p> <p>【補助率】 設置費用の2分の1 限度400,000円</p>	<p>【趣旨】 一般廃棄物の適正処理</p> <p>【申請】 ①申請書に位置図を添付。申請は原則区長又は衛生委員が区長等の同意は必要としない。 ②集積場1ヶ所当たり、原則5戸以上とする。付近の状況からやむを得ないと認められる場合は、臨機応変に対応する。 ③ごみ集積場の管理は、周辺住民等が行う</p> <p>【要件】 区・自治会により設置する不燃ごみ集積施設</p> <p>【対象経費】 不燃ごみ集積施設の設置に要した経費</p> <p>【補助率】 設置費用の2分の1 限度400,000円</p>	

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
資源回収運動奨励事業	<p>【内容】 区、PTA、子ども会等の団体に対し、奨励金を交付することにより、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図る。</p> <p>【補助対象及び補助額】 対 象 紙類・繊維類 補助額 5円/kg</p>	<p>【内容】 PTA、子ども会等の団体に対し、奨励金を交付することにより、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図る。また、併せて回収業者にも奨励金を交付する。</p> <p>【補助対象及び補助額】 ①収集団体 対 象 紙類・繊維類・ビン類・金属類 補助額 5円/kg ②回収業者 対 象 紙類 補助額 3円/kg 対 象 繊維類・ビン類・金属類 補助額 2円/kg</p>	<p>【目的】 ごみの減量及び資源の再利用を促進するため、子ども会及びPTA等の各種団体で実施した資源回収に対し、奨励金を交付する。</p> <p>【補助対象及び補助額】 対 象 紙類・繊維類・アルミ類 補助額 3円/kg</p>	<p>【内容】 ごみの減量及び資源の再利用を促進するため、子ども会、PTA及び各種公共の団体が実施した資源回収に対し、奨励金を交付する。</p> <p>【補助対象及び補助額】 紙類・繊維類 補助額 5円/kg アルミ缶・ペットボトル・紙パック・白色トレイ 補助額 20円/kg スチール缶 補助額 10円/kg</p>	<p>松尾町の例を基本に再編する。</p>
【環境美化事業（ゴミゼロ運動等）】	<p>【ゴミゼロ運動】 町区長会との共催により主要道路沿等の空缶・空瓶等を回収する。 実施は、5月と10月の年2回</p>	<p>【ゴミゼロ運動】 町内全世帯、役場職員により主要道路沿等の空缶・空瓶等を回収する。 実施は、5月と12月の年2回</p>	<p>【ゴミゼロ運動】 村内全世帯、役場職員により村内全域の空缶・空瓶等を回収する。 実施は、5月の年1回の年2回</p> <p>【平成15年度 補助金】 地区の世帯に500円を乗じ地区に交付。</p>	<p>【ゴミゼロ運動】 町内全世帯、役場職員により主要道路沿等の空缶・空瓶等を回収する。 実施は、5月と12月の年2回</p> <p>【平成15年度 補助金】 地区均等割 5,000円/地区 22万円（4.4地区） 332,800円を世帯割割で交付</p>	<p>環境美化事業については、現行制度を活用しつつ民間活力を取り入れ、合併時までに統一的な体制を整備する。 蓮沼村及び松尾町の地区への補助制度は合併時に廃止の方向で調整する。</p>

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
空地の雑草除去指導	<ul style="list-style-type: none"> ・あき地の所有者に対して管理不良状態にならないよう適正に講ずるよう指導又は勧告をする。 ・所有者がその指導又は勧告に従わないときは雑草等の除去、管理不良状況の改善を命令する。 ・あき地の所有者自ら除去をすることができないときは、業者を紹介して処理してもらうようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者に対して、適正管理の指導・助言を行う。 ・指導・助言に従わない者に対して、雑草等の除去を勧告する。 ・勧告を履行しない所有者に対して、雑草等の除去を命令する。 ・特に公益上必要がある場合は、必要な措置をとることができる。 ・所有者が自ら雑草等を除去できない場合は、これを町に委託することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あき地の所有者に対して雑草の除去又は防止のために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をする。 ・所有者がその指導又は勧告に従わないときは雑草の除去、不良状況の改善を命令する。 ・あき地の所有者自ら除去をすることができないときは、業者を紹介して処理してもらうようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あき地の所有者に対して雑草の除去又は防止のために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をする。 ・所有者がその指導又は勧告に従わないときは雑草の除去、不良状況の改善を命令する。 ・あき地の所有者自ら除去をすることができないときは、業者を紹介して処理してもらうようにする。 	合併時に再編する。
【し尿処理関係事業】	山武郡市広域行政組合（環境アクアプラント）で実施（各市町村は受付事務のみ）				現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【不法投棄の防止対策】 不法投棄の監視	<p>①警察環境監視員の採用 警察官OBを環境監視員（臨時職員）として採用し、その経歴を生かしパトロールや立入検査を実施する。</p> <p>②環境美化パトロール 成東町シルバー人材センターに委託し、町内のパトロールを実施している。</p> <p>③不法投棄監視員の設置 監視員を15名委嘱し、パトロールの実施及び状況報告</p> <p>④不法投棄防止看板の設置 区・自治会等からの要望により設置。</p>	<p>①警察環境監視員の採用 警察官OBを環境監視員（嘱託職員）として採用し、その経歴を生かしパトロールや立入検査を実施する。</p> <p>②環境美化パトロール 山武町シルバー人材センターに委託し、町内のパトロール及び不法投棄によるゴミの回収を実施している。</p> <p>③不法投棄監視員の設置 監視員を10名委嘱し、パトロールの実施及び状況報告</p> <p>④NPO山武町環境問題連絡協議会による監視</p> <p>⑤郵便局との協定により不法投棄を発見した場合 町への通報</p> <p>⑥不法投棄防止看板の設置 地区等からの要望により設置。</p>	<p>①不法投棄監視員の設置 監視員を8名委嘱し、パトロールの実施及び状況報告</p> <p>②不法投棄防止看板の設置</p> <p>③不法投棄をされた場所及び地区からの要望により設置。</p>	<p>①環境美化パトロール 松尾町シルバー人材センターに委託し、町内のパトロール及び不法投棄ゴミの撤去を実施。</p> <p>②不法投棄監視員の設置 監視員を10名委嘱し、パトロールの実施及び状況報告</p> <p>③不法投棄防止看板・不法投棄防護柵の設置自治会等からの要望により設置。</p>	<p>合併時に再編する。なお、不法投棄監視員や不法投棄監視カメラ等の設置については、新市において、統一的な体制を整備するよう調整する。</p>
ポイ捨て禁止	<p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 空き缶等のごみ捨ての禁止 2. ごみの散乱防止 3. 空き地の適正管理 4. 自動販売機の設置の届出 設置者からの事前の届出 回収容器の設置及び管理 5. 勧告等 <p>適正に管理なされていない場合は勧告、勧告に従わないときは命令、命令違反は5万円以下の罰金</p>	<p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 空き缶等のごみ捨ての禁止 2. 事業者等に空き缶等の散乱防止の措置を義務付け 3. 違反者に対して勧告できる 4. 勧告命令に違反した者は5万円以下の罰金 	該当なし	該当なし	合併時に再編する。

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【不法投棄廃棄物回収 (放置自転車含む)】	<p>公共用地内に不法投棄されている廃棄物について、管理者に対して処理を行うよう依頼する。または、直接回収・処理を行う。また、放置されている自転車等については、警察署に通報・捜査依頼し、廃棄物と認められた自転車について、町で回収・処分する。</p> <p>回収した廃棄物については、清掃組合で処理できないものは清掃組合に搬入し、処理困難物については、業者委託（産業廃棄物等）して処分する。なお、産廃業者は収集運搬と処分業者とそれぞれ個別に年間契約してある。</p> <p>【不法投棄車両借上事業】</p> <p>清潔で美しい町づくりのため、区及び自治会で行う不法投棄された廃棄物の処理に伴う、車両を借り上げた場合における当該車両借り上げに要した経費を補助金として交付。（補助率）20、000円を限度に経費の2分の1</p>	<p>不法投棄物については、投棄者調査を行い適正な処理をするよう指導する。悪質なものについては、警察に連絡を取り行う。</p> <p>投棄者不明の場合においては、土地の管理者に対して適正な処理を行うよう要請する。また、シルバー人材センターへ業務委託をし、環境パトロール隊を編成している。随時、回収・処理を指示する。</p> <p>放置自転車等については、警察署に通報・捜査依頼し、廃棄物と認められた物について、環境パトロール隊にて回収・処理を行う。</p> <p>不法投棄された特定家庭用機器対象品目については、排出者の特定を行うよう努力しているが、ほとんどの物について排出者の特定が出来ないのが現状である。不法投棄された家電4品目については、町のストック場所に一時保管し、随時組合の集積場所に搬入する。回収した不法投棄物で、所有者（管理者）が特定できない場合は、町で処理する。</p> <p>一般廃棄物として分別できるものは、分別し、組合に搬入する。その他の産業廃棄物については、処理業者と業務委託契約を結び処理を依頼する</p>	<p>公共用地内に不法投棄されている廃棄物を回収・処分する。また、長期間放置されている自転車について、警察に通報・捜査依頼し、廃棄物と認められた自転車について、村で回収・処分する。</p>	<p>公共用地内に長期間放置されている自転車について、警察に通報・捜査依頼し、廃棄物と認められた自転車について、町で回収・処分する。</p>	合併時に再編する。

項 目	現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
【ごみの資源化】 家電リサイクル法関連		<p>① 家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）を廃棄する場合の処理方法等の周知。</p> <p>② 不法投棄された家電4品目の処理は、町で回収し、清掃組合へ持込処理。</p> <p>③ 住民等から処理方法の問い合わせに対し販売店に持ち込むよう指導する。どうしても販売店で受けない場合は、清掃組合を紹介し引き取ってもらう。</p>	<p>① 家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）を廃棄する場合の処理方法等の周知。</p> <p>② 不法投棄された家電4品目の処理は、町で回収し、清掃組合へ持込処理。</p> <p>③ 住民等から処理方法の問い合わせに対し販売店に持ち込むよう指導する。どうしても販売店で受けない場合は、清掃組合を紹介し引き取ってもらう。 （指定業者に依頼し処理）</p>	<p>① 家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）を廃棄する場合の処理方法等の周知。</p> <p>② 不法投棄された家電4品目の処理は、村で回収し、清掃組合へ持込処理。</p> <p>③ 住民等から処理方法の問い合わせに対し販売店に持ち込むよう指導する。どうしても販売店で受けない場合は、清掃組合を紹介し引き取ってもらう。 （指定業者に依頼し処理）</p>	<p>① 家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）を廃棄する場合の処理方法等の周知。</p> <p>② 不法投棄された家電4品目の処理は、町で回収し、清掃組合へ持込処理。</p> <p>③ 住民等から処理方法の問い合わせに対し販売店に持ち込むよう指導する。どうしても販売店で受けない場合は、清掃組合を紹介し引き取ってもらう。 （指定業者に依頼し処理）</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
排出抑制		<p>①役場庁舎裏にリサイクル倉庫を設置し新聞紙・ダンボールについて預かりリサイクルの推進及び排出抑制を図る（役場開庁時）</p>	<p>①保健センター脇にリサイクル倉庫を設置し、新聞紙、ダンボール、雑誌について預かりリサイクルの推進及び排出抑制を図る。</p> <p>②地区等の集積場において、資源ごみの分別収集を組合事業で実施。</p>	<p>【山武郡環境衛生事業振興組合事業】</p> <p>地区等の集積場において、資源ごみの分別収集を組合事業で実施。</p>		<p>リサイクル倉庫活用品目は、布・雑誌・新聞・紙バック・ダンボール等の品目を基本に調整する。なお、既設のリサイクル倉庫の活用や新たな設置についても、合併後調整する。</p>
生ごみ処理機購入費補助事業		<p>【補助対象】 コンポスト容器・機械式堆肥化装置 【補助金額】 コンポスト及び機械式購入金額の2分の1 限度額 10,000円</p>	<p>【補助対象】 電動式処理容器・手動式処理器・自然式処理容器 【補助金額】 購入金額の2分の1 限度額 20,000円</p>	<p>該当なし</p>	<p>【補助対象】 コンポスト容器 【補助金額】 コンポスト購入金額の2分の1 限度額 3,000円</p>	<p>【補助対象】 コンポスト容器・機械式堆肥化装置 【補助金額】 購入金額の2分の1 限度額 20,000円</p>

項 目	現 況				調整内容	
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
その他生活環境事業 【畜犬等事業】 【墓地（公営墓地の状況）】		【集合注射】 ・注射会場の選定（1日5箇所程度） ・獣医師会との日程の調整（保健所を通じて） ・登録飼養者に日程の通知・広報による周知 ・集合注射の実施 【犬の登録、注射済票の交付手数料】 新規登録 3,000円 鑑札再交付 1,600円 注射済票交付 550円 # 再交付 340円 【平成14年度末登録件数】 1,647件	【集合注射】 ・注射会場の選定（1日4箇所程度）5日間 ・獣医師会との日程の調整（保健所を通じて） ・個別に日程の通知・広報による周知 ・集合注射の実施 【犬の登録、注射済票の交付手数料】 新規登録 3,000円 鑑札再交付 1,600円 注射済票交付 550円 # 再交付 340円 【平成14年度末登録件数】 1,844件	【集合注射】 毎年、1日5箇所程度で2日間の実施 ・実施方法 日程等は広報又は回覧で周知 個別に集合注射の案内状（問診票付き）を送付 獣医師会との合同で実施する。 【犬の登録、注射済票の交付手数料】 新規登録 3,000円 鑑札再交付 1,600円 注射済票交付 550円 # 再交付 340円 【平成14年度末登録件数】 355件	【集合注射】 毎年、1日8箇所程度で4日間の実施 ・実施方法 日程等は広報又は回覧で周知、個別に集合注射の案内状（問診票付き）を送付、獣医師会との合同で実施する。 【犬の登録、注射済票の交付手数料】 新規登録 3,000円 鑑札再交付 1,600円 注射済票交付 550円 # 再交付 340円 【平成14年度末登録件数】 1,234件	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。 松尾町の例を基本に合併時に再編する。
		墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を条例で定めている。	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を条例で定めている。	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を条例で定めている。 （埋葬の禁止）		

農林水産事業の取扱いについて

農林水産事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-20 農林水産事業の取扱い
<p>農林水産事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 農政関係事業</p> <p>(1) 農業振興団体等は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。</p> <p>(2) 農業の振興に関する各種計画は、新市において新たに策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(3) 農業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、同一又は類似する事業は、合併時に統一する。</p> <p>(4) 農業地域活性化対策に係る各種イベント及び施策は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(5) 水田農業構造改革対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。</p> <p>(6) 農用地の有効利用に係る各事業及び施策は、山武町の例を基本に合併時に統一する。</p> <p>2. 土地改良関係事業</p> <p>(1) 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 農村整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。</p> <p>3. 畜産関係事業</p> <p>畜産振興対策事業及び畜産防疫対策事業については、松尾町の例を基本に合併時まで調整する。</p> <p>4. 林業関係事業</p> <p>(1) 森林整備のマスタープランについては、新市において新たに策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2) 林業振興関係事業については、山武町の例を基本に合併時に統一する。</p> <p>(3) 治山事業については、成東町、松尾町の例により合併時に統一する。</p> <p>(4) 鳥獣被害駆除防除事業については、合併時まで調整する。</p> <p>(5) 火入れ許可については、成東町の例を基本に合併時に統一する。</p> <p>5. 水産関係事業</p> <p>水産関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
<p>23-20 農林水産事業の 取扱い</p>	<p>農林水産事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 農政関係事業</p> <p>(1) 農業振興団体等は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。</p> <p>(2) 農業の振興に関する各種計画は、新市において新たに策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(3) 農業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、同一又は類似する事業は、合併時に統一する。</p> <p>(4) 農業地域活性化対策に係る各種イベント及び施策は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(5) <u>水田農業構造改革対策事業</u>については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。</p> <p>(6) 農用地の有効利用に係る各事業及び施策は、<u>山武町の例を基本に合併時に統一する。</u></p> <p>2. 土地改良関係事業</p> <p>(1) 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>農林水産事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 農政関係事業</p> <p>(1) 農業振興団体等は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。</p> <p>(2) 農業の振興に関する各種計画は、新市において新たに策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(3) 農業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、同一又は類似する事業は、合併時に統一する。</p> <p>(4) 農業地域活性化対策に係る各種イベント及び施策は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(5) <u>水田農業経営確立対策事業</u>については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。</p> <p>(6) 農用地の有効利用に係る各事業及び施策は、<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p> <p>2. 土地改良関係事業</p> <p>(1) 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <u>ただし、新規事業については現行の市町村の負担率等に差異があるため合併時まで調整する。</u></p>

	<p>(2) 農村整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。</p> <p>3. 畜産関係事業 畜産振興対策事業及び畜産防疫対策事業については、<u>松尾町の例を基本に</u>合併時までに調整する。</p> <p>4. 林業関係事業 (1) 森林整備のマスタープランについては、新市において新たに策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2) 林業振興関係事業については、<u>山武町の例を基本に</u>合併時に統一する。</p> <p>(3) 治山事業については、<u>成東町、松尾町の例により</u>合併時に統一する。</p> <p>(4) 鳥獣被害駆除防除事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(5) 火入れ許可については、<u>成東町の例を基本に</u>合併時に統一する。</p> <p>5. 水産関係事業 水産関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>(2) 農村整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。</p> <p>3. 畜産関係事業 畜産振興対策事業及び畜産防疫対策事業については、<u>市町村の補助率等に差異があるため、</u>合併時までに調整する。</p> <p>4. 林業関係事業 (1) 森林整備のマスタープランについては、新市において新たに策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2) 林業振興関係事業については、<u>市町村の補助率等に差異があるため、</u>合併時までに調整する。</p> <p>(3) 治山事業については、<u>受益者負担に差異があるため、</u>合併時までに調整する。</p> <p>(4) 鳥獣被害駆除防除事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(5) 火入れ許可については、<u>九十九里町、蓮沼村、松尾町の例により</u>合併時に統一する。</p> <p>5. 水産関係事業 水産関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
--	---	--

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-20 農林水産事業の取扱い
------	------------------

調整の方針	<p>農林水産事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農政関係事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業振興団体等は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (2) 農業の振興に関する各種計画は、新市において新たに策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。 (3) 農業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、同一又は類似する事業は、合併時に統一する。 (4) 農業地域活性化対策に係る各種イベント及び施策は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。 (5) 水田農業構造改革対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。 (6) 農用地の有効利用に係る各事業及び施策は、山武町の例を基本に合併時に統一する。 2. 土地改良関係事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 農村整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。 3. 畜産関係事業 <p>畜産振興対策事業及び畜産防疫対策事業については、松尾町の例を基本に合併時までに調整する。</p> 4. 林業関係事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 森林整備のマスタープランについては、新市において新たに策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。 (2) 林業振興関係事業については、山武町の例を基本に合併時に統一する。 (3) 治山事業については、成東町、松尾町の例により合併時に統一する。 (4) 鳥獣被害駆除防除事業については、合併時までに調整する。 (5) 火入れ許可については、成東町の例を基本に合併時に統一する。 5. 水産関係事業 <p>水産関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
-------	--

項 目	現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	進 沼 村		松 尾 町
農政関係事業 【農業振興団体等】		農家実行組合 【目的】 行政と農家各戸との連絡調整。 【組合数】 162組合 【支出内容】 報酬として年度末に各組合に対し、組合員1戸当り700円程度の金額を支出する。	農家組合 【目的】 行政と農家各戸との連絡調整。 【組合数】 86組合 【支出内容】 報酬として年度末に各組合に対し支出する。 戸数割 1戸当り790円 基準額 10戸以下 7,500円 11戸～19戸 9,400円 20戸～39戸 13,400円 40戸～50戸 19,400円	農家実行組合 【目的】 行政と農家各戸との連絡調整。 【組合数】 42組合 【支出内容】 報酬として年度末に各組合に対し、組合員1戸当り500円程度の金額を支出する。 (均等割額 14,000円 戸数加算額 300円)	農家実行組合 【目的】 行政と農家各戸との連絡調整。 【組合数】 70組合 【支出内容】 報酬として年度末に各組合に対し、組合員1人当り500円程度の金額を支出する。	現組合は現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に速やかに調整する。
		地域農政総合推進協議会 地域農政総合推進委員(非常勤特別職)14名				
		成東町農業振興会 【補助金】 (H15予算)1,400千円 【構成】 ・農業振興会活動費補助金 ・青年農業研究会			松尾町農業研究会 【補助金】 (H15予算)500千円 【構成】 ・稲芸部会 ・園芸部会 ・畜産部会 53名	
		成東町青年農業研究会 【構成員数】 12名 (H15予算 農業振興会補助金うち 260千円)	山武町青年会議 【構成員数】 33名 (H15予算)補助金400千円	担い手連絡協議会 農業者間との交流や各種講習会への参加、先進農業経営の視察等を行う。	松尾町4Hクラブ 【構成員数】 9名 さつまいもの栽培及び保育園児への芋ほり場提供、研修会、ふるさとまつりへの参加等。 (H15予算)200千円	

項 目	現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
		<p>生活改善グループ 【事業内容】 地元の米や野菜の消費拡大の推進を図る。 【補助金】 (H15予算) 285,000円</p> <p>【補助団体】 ・成東町認定農業者会 【補助金】 (H15予算) 400千円 ・成東町いちご組合 ・成東町朝市組合（自主団体）</p>	<p>木原農村協同館維持管理補助金 【補助金】 (H15予算) 13千円</p> <p>沖渡集落センター補助金 【補助金】 (H15予算) 13千円</p>	<p>生活改善グループ 【事業内容】 地元の米や野菜の消費拡大の推進を図る。 【補助金】 (H15予算) 80,000円</p> <p>蓮沼村たばこ耕作組合 【補助金】 (H15予算) 80千円 ・病害虫防除事業 (たばこ黄斑そえ病対策事業)</p>	<p>生活改善グループ 【事業内容】 地元の米や野菜の消費拡大の推進を図る。 【補助金】 (H15予算) 200,000円</p> <p>【補助団体】 花き生産組合 【会員数】 11名 【補助金】 (H15予算) 300千円 松尾町朝市組合 【会員数】 21名 【補助金】 (H15予算) 200千円</p>	
【農業振興計画】		<p>成東町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ・経営基盤の強化の促進に関する目標 ・効率的かつ安定的な農業経営の指標 ・農用地の利用集積に関する目標 ・農業経営基盤促進事業に関する事項 以上の具体的活動目標</p> <p>成東町地域農業マスタープラン 農業生産対策、経営構造対策等を一体的・総合的に推進するためのマスタープラン</p> <p>成東町田園環境整備マスタープラン 農業農村整備事業における環境への対応方策</p> <p>成東町地域水田農業ビジョン (H15策定予定) 水田農業全体のビジョン</p>	<p>山武町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ・経営基盤の強化の促進に関する目標 ・効率的かつ安定的な農業経営の指標 ・農用地の利用集積に関する目標 ・農業経営基盤促進事業に関する事項 以上の具体的活動目標</p> <p>山武町地域農業マスタープラン 農業生産対策、経営構造対策等を一体的・総合的に推進するためのマスタープラン</p> <p>山武町田園環境整備マスタープラン 農業農村整備事業における環境への対応方策</p> <p>山武町地域水田農業ビジョン (H15策定予定) 水田農業全体のビジョン</p>	<p>蓮沼村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ・経営基盤の強化の促進に関する目標 ・効率的かつ安定的な農業経営の指標 ・農用地の利用集積に関する目標 ・農業経営基盤促進事業に関する事項 以上の具体的活動目標</p> <p>蓮沼村地域農業マスタープラン 農業生産対策、経営構造対策等を一体的・総合的に推進するためのマスタープラン</p> <p>蓮沼村田園環境整備マスタープラン 農業農村整備事業における環境への対応方策</p> <p>蓮沼村地域水田農業ビジョン (H15策定予定) 水田農業全体のビジョン</p>	<p>松尾町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ・経営基盤の強化の促進に関する目標 ・効率的かつ安定的な農業経営の指標 ・農用地の利用集積に関する目標 ・農業経営基盤促進事業に関する事項 以上の具体的活動目標</p> <p>松尾町地域農業マスタープラン 農業生産対策、経営構造対策等を一体的・総合的に推進するためのマスタープラン</p> <p>松尾町田園環境整備マスタープラン 農業農村整備事業における環境への対応方策</p> <p>松尾町地域水田農業ビジョン (H15策定予定) 水田農業全体のビジョン</p>	<p>新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p>

項目	現況					調整内容	
	東金市	九十九里町	成東町	山武町	蓮沼村		松尾町
			<p>成東町農業振興地域整備計画</p> <p>協議会の開催状況</p> <p>【一般管理】 (個人除外) 年3回(1月,5月,9月)</p> <p>【委員構成】 21名 (議会議長、議会産業建設常任委員長、農業委員代表、農業共済代表、農協代表、土地改良区理事、土地改良区理事長、学識経験者)</p>	<p>山武町農業振興地域整備計画</p> <p>山武町経営・生産対策推進会議の開催状況</p> <p>【一般管理】 (個人除外) 年2回(3月,9月)</p> <p>【委員構成】 17名 (議会議員、農業委員、開発審議委員、農業協同組合理事、農業共済組合理事、土地改良区理事、森林組合理事、生産組織役員、知識経験者)</p>	<p>蓮沼村農業振興地域整備計画</p> <p>協議会の開催状況</p> <p>【一般管理】 (個人除外) 年2回(3月,9月)</p> <p>【委員構成】 12名 (定数は13名) (議会議長、議会振興常任委員長、農業委員、農業共済理事、農業協理事、土地改良区理事、学識経験者)</p>	<p>松尾町農業振興地域整備計画</p> <p>農政審議会の開催状況</p> <p>【一般管理】 (個人除外) 年2回(3月,9月)</p> <p>【委員構成】 18名 (議会議員、農業委員、農協理事、共済組合理事、農業研究会代表、土地改良区代表、農業者代表)</p>	
【農業振興事業】			<p>農業・農村男女共同参画推進</p> <p>推進協議会の開催。 また、消費者や女性農業者との交流会や座談会を行い、地域農業者の啓発や農村女性グループ等の活動促進を図る。</p> <p>【構成員数】 15名</p>				<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

項 目	現 況				調 整 内 容	
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		<p>認定農業育成事業 【目的】 農業経営基盤の強化を図るため、会員相互が連絡協調し親睦を深めながら活性化し、次世代へ継承できる魅力ある農業の展開を図り、もって町農業の発展に寄与する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 47名</p>	<p>認定農業育成事業 【目的】 農業経営基盤の強化を図るため、会員相互が連絡協調し親睦を深めながら活性化し、次世代へ継承できる魅力ある農業の展開を図り、もって村農業の発展に寄与する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 68名</p> <p>認定農業者育成事業補助金 農業用機械及び施設を導入する場合 1/10以内 (限度額 300千円) (H15予算) 5,000千円</p>	<p>認定農業育成事業 【目的】 農業経営基盤の強化を図るため、会員相互が連絡協調し親睦を深めながら活性化し、次世代へ継承できる魅力ある農業の展開を図り、もって村農業の発展に寄与する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 19名</p>	<p>認定農業育成事業 【目的】 農業経営基盤の強化を図るため、会員相互が連絡協調し親睦を深めながら活性化し、次世代へ継承できる魅力ある農業の展開を図り、もって町農業の発展に寄与する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 42名</p>	<p>山武町の例を基本に合併時に統一する。</p>
		<p>農林水産業経営改善推進事業（ソフト） 【補助対象】 視察や研修会参加等に係る経費 【補助金】 定額（200千円）又は1/2以内</p> <p>農林水産業機械施設整備事業（ハード） 【補助対象】 経営改善促進のための機械施設の整備 【補助金】 1/3以内（1,000千円を限度） (ただし、総事業費は30万円以上とする。) (H15予算) 3,000千円</p>			<p>成東町の例を基本に合併時に統一する。</p>	

項目	現 況					調整内容	
	東 金 市	九十九里町	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
			<p>環境にやさしい農業対策事業</p> <p>【概要】 環境への負荷を少なくし、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給する</p> <p>【補助対象】 農業者団体が行う環境にやさしい農業の導入・普及・拡大に要する経費</p> <p>【補助率】 総事業費の1/3以内</p> <p>【事業実施主体】 町 (H15予算) 1,785千円</p>				成東町の例を基本に合併時統一する。
			<p>園芸用廃プラスチック適正処理対策事業</p> <p>【回収搬入】 町廃プラスチック対策協議会で回収、再生処理工場へ搬入する。</p> <p>【補助率】 県 1/4 町 1/2 全農 1/4 (H15予算) 2,779千円</p>	<p>園芸用廃プラスチック適正処理対策事業</p> <p>【回収搬入】 各生産組織単位で8月と10月に回収し、再生処理工場へ搬入する。また、個人での搬入も随時受け付ける。</p> <p>【補助率】 県 1/4 町 1/2 全農 1/4 (H15予算) 7,098千円</p>	<p>園芸用廃プラスチック適正処理対策事業</p> <p>【回収搬入】 廃プラスチック対策協議会が決めた回収日(年2回位の実施)に協議会加入者に通知し回収、再生処理工場へ搬入する。また、個人での搬入も随時受け付ける。</p> <p>【補助率】 県 1/4 村 1/4 個人 1/4 全農 1/4 (H15予算) 404千円</p>	<p>園芸用廃プラスチック適正処理対策事業</p> <p>【回収搬入】 各生産組織単位で7月と11月に回収し、再生処理工場へ搬入する。</p> <p>【補助率】 県 1/4 町 1/2 全農 1/4 (H15予算) 1,885千円</p>	各町村廃プラスチック協議会の合併、搬入方法等は合併時までに調整する。

項 目	現 況					調整内容		
	東 金 市	九十九里町	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町	
			<p>結婚相談事業 【H12～H14実績】 1件 【組織】 相談員 14名 【任期】 2年 (H15予算) 報酬 委員長 6,600円/日 その他 5,900円/日</p>	<p>結婚相談事業 【H12～H14実績】 4件 【組織】 相談員 15名以内 【任期】 2年 (H15予算) 報酬 相談員 18,200円/年 報償 媒酌人報償 100,000円/1回 活動費報償 200,000円 (10,000円×15人+ 50,000円=200,000円)</p>	<p>結婚相談事業 【H12～H14実績】 0件 【組織】 相談員 11名 【任期】 2年 平成15年度予算 活動費補助金 400,000 円 その他 10,000円</p>		<p>合併時までに調整する。</p>	
			<p>成東町植物防疫協会へ補助 (H15予算) 8,342千円 有人、無人ヘリによる農薬防除は中止。今年度は個人防除(粒剤に限る)に対しての500円/10a助成、次年度については、無人ヘリによる農薬防除実施。予算未定。</p>	<p>山武町植物防疫協会へ補助 (H15予算) 6,300千円 (H15実績) 574千円 平成15年度は農薬取締法改正の関係で空中防除を中止のため、本年度事務経費、無人ヘリチャーター料、共同による地上防除などの補助を行った。個人防除については、本年度補助なし。</p>	<p>蓮沼村植物防疫協会へ補助 (H15予算) 2,309千円 農薬取締法の改正により空中散布を中止。個人防除に対し補助 1,000円/10a</p>	<p>松尾町植物防疫協会へ補助 (H15実績) 0千円 平成15年度は農薬取締法改正の関係で空中防除を中止のため町の補助なし。平成16年度については、無人ヘリ防除について補助する予定。個人防除については検討中</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p>	
				<p>米消費拡大事業 【目的】 米の消費拡大の推進を図る。 【内容】 町民から生徒(20人)を募集し、年5回巻き寿司教室を開催している。また、産業祭時に巻き寿司の無料配布をおこなっている。</p>	<p>米消費拡大事業 【目的】 米の消費拡大の推進を図る。 【内容】 年5回巻き寿司教室を実施。 【対象者】 幼稚園児、小学校2年、4年、6年生、一般参加</p>	<p>米消費拡大事業 【目的】 米の消費拡大の推進を図る。 【内容】 ふるさと夏まつりにおいておにぎりの無料配布実施。</p>		

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【農業地域活性化対策】		<p>山武町産業まつり</p> <p>【目的】 町の農業を中心とした産業の現況を町民に紹介するとともに、ふるさと産品への理解と認識を深め、郷土を愛する心を育み、より豊かな山武町づくりを図る。</p> <p>【主催】 産業まつり実行委員会</p> <p>【開催日】 11月3日(文化の日)</p> <p>【イベント内容】 農産物の即売、各種イベント (H15予算) 1,200千円</p>	<p>蓮沼村産業まつり (H16で廃止)</p> <p>道の駅オライはすぬま管理運営</p> <p>【目的】 地域産業の拠点施設として、都市と農村の交流を深め、産品と消費者との交流を通じて農業と観光の結びつきを深め、村の農林水産、商工観光業の振興に資するため管理運営に関して支援する。</p> <p>【管理運営団体】 オライはすぬま企業組合</p> <p>【内容】 施設の運営管理委託料・土地借上料・運営費補助金等 (H17歳入見込み) 9,360千円 (H17歳出見込み) 23,743千円</p>	<p>ふるさとまつり</p> <p>【目的】 地場産業の一層の発展を期するため、生産者と消費者の交流を通じて住民の地場産業に対する認識を深め、もって消費拡大と産業の振興に資する。</p> <p>【主催】 ふるさとまつり実行委員会</p> <p>【開催日】 11月23日</p> <p>【イベント内容】 農産物の即売・各種イベント (H15予算) 2,500千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p>
	<p>市民農園</p> <p>【区画数】 20区画 1区画当たり33~36㎡</p> <p>【利用料】 1区画当たり 年間 5,000円</p> <p>【管理】 一般会計により管理運営 (H15予算) 153千円</p>	<p>市民農園 マイファーム山武 (平成6年度開設)</p> <p>【区画数】 120区画 1区画当たり30㎡</p> <p>【利用料】 年間 11,000円</p> <p>【事業主体】 山武都市農協</p>	<p>地域住民交流事業</p> <p>【目的】 姉妹村の群馬県東村の「温泉まつり」に参加し、農林水産物の配布・販売を通して地域のPRを行うとともに住民間の交流を図る (H15予算) 207千円</p>		

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【水田農業構造改革対策事業】	<p>水田農業推進員設置事業 水田農業推進委員 154名（基本額 17,700円/人+達成農家1,000円） （H15予算） 3,136千円</p> <p>景観形成等推進事業 定額補助 5,500円/10a （H15予算） 385千円</p> <p>新産地形成促進事業 定額補助 5,500円/10a （H15予算） 330千円</p> <p>稲作経営安定対策事業 【補助率】 稲作経営安定資金 （出荷数量×補てん基準価格の2%）の全額補助 （H15予算） 2,925千円</p> <p>米需給安定対策事業 4,000円 （H15予算） 3,800千円</p> <p>加工用米助成補助金 3,000円/1俵 （H15予算） 6,900千円</p>	<p>水田農業推進員設置事業 水田農業推進員 22名 （30,000円/人） （H15予算） 660千円</p> <p>水田経営確立特別対策事業 （景観形成作物等推進事業・新産地形成促進事業） 定額補助 5,500円/10a （H15予算） 193千円</p> <p>景観形成作物促進事業 景観作物の種子を交付 （H15予算） 283千円</p>	<p>水田農業推進員設置事業 水田農業推進委員 35名 （20,000円/人） （H15予算） 700千円</p> <p>景観形成等推進事業 定額補助 5,500円/10a （H15予算） 165千円</p>	<p>水田農業推進員設置事業 水田農業推進委員 40名 （20,000円/人） （H15予算） 800千円</p> <p>景観形成等推進事業 定額補助 5,500円/10a （H15予算） 1,020千円 （転作等補助金 30,000千円の中から支出）</p> <p>新産地形成促進事業 定額補助 5,500円/10a 95千円（転作等補助金 30,000千円の中から支出）</p> <p>水田農業推進協議会補助金 定額補助 250,000円</p> <p>転作等補助金 転作達成者に対し転作作物毎に面積に応じて補助金を交付する （H15予算） 30,000千円</p> <p>加工用米助成補助金 3,000円/1俵 （H15予算） 5,620千円 （転作等補助金30,000千円の中から支出） 転作等補助金</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p>

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	漣 沼 村	松 尾 町	
		<p>【補助額】 (10a 当たり) 貸付者 6年以上10年未満(新規) 5,000円 6年以上10年未満(更新) 3,000円 10年以上(新規) 7,000円 10年以上(更新) 5,000円</p> <p>借受者 認定農業者のみ 6年以上10年未満(新規) 5,000円 6年以上10年未満(更新) 3,000円 10年以上(新規) 7,000円 10年以上(更新) 5,000円</p>	<p>【補助額】 (10a 当たり) 貸付者 6~10年未満 (新規10,000円、再設定 8,000円) 10年以上 (新規20,000円、再設定15,000円) 借受者(認定農業者) 3~6年未満 (新規 2,000円、再設定 2,000円) 6~10年未満 (新規 5,000円、再設定 3,000円) 10年以上 (新規 8,000円、再設定 6,000円)</p>	<p>【補助額】 (10a 当たり) 貸付者 6~10年未満 (新規10,000円、再設定 8,000円) 10年以上 (新規20,000円、再設定15,000円) 借受者(認定農業者) 3~6年未満 (新規 2,000円、再設定 2,000円) 6~10年未満 (新規 5,000円、再設定 3,000円) 10年以上 (新規 8,000円、再設定 6,000円)</p>	
		<p>構造改革特区 【名称】 有機農業推進特区 【規制の特例措置】 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業。 【農地の貸付主体】 山武町 【農地の借受主体】 チェーン展開している外食企業及び外食グループ企業であり、かつ定められた事業区域で当該規制の特例措置の適用を受ける者</p>			<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	運 沼 村	松 尾 町	
		<p>【内容】 特定事業の事業主体である山武町が遊休農地等の所有者から賃貸した農地等などについて特定事業の実施により有機農業を行うこととなる外食企業等に賃貸する。</p> <p>【事業実施予定法人】 株式会社ワタミファーム</p> <p>【事業区域】 山武町の一部</p>			
【その他】		<p>農産物加工センター</p> <p>【目的】 町内で生産される農産物の加工食品の研究並びに加工技術の普及を促進し高付加価値農産物の生産加工を推進する。</p> <p>【内容】 味噌製造</p> <p>【使用料】 1日 1,200円 半日 600円 1釜（1回転） 350円 ミンチ機（半日） 250円 真空パック機（半日） 150円</p> <p>【維持管理費】 （H15予算） 需用費 386,190円 役務費 74,250円</p>	<p>運沼味工房</p> <p>【目的】 村内で生産される農産物の加工食品の研究並びに加工技術の普及を促進し高付加価値農産物の生産加工を推進する。</p> <p>【内容】 味噌製造 落花生炒り等</p> <p>【使用料】 1日 1,100円 半日 550円 1釜（1回転） 300円</p> <p>【維持管理費】 （H15予算） 需用費 496,000円 役務費 5,000円 委託料 47,500円 備品購入費 28,000円</p>		<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

項 目	現 況				調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	
土地改良関係事業					現行のとおり新市に引き継ぐ。
(実施中の事業)		<p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>県営湛水防除事業（小松地区その1） (H15予算) 負担金 2,500千円 【負担率】 町 5% 受益者 0%</p> <p>広域営農団地農道整備事業（九十九里地区1期） (H15予算) 負担金 28,941千円 【負担率】 (事業費のみ) 町 15%×19.76% 受益者 0%</p>	<p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>県営湛水防除事業（蓮沼II期） (H15予算) 負担金3,150千円 【負担率】 町 2.5% 受益者 0%</p> <p>広域営農団地農道整備事業（九十九里地区1期） (H15予算) 負担金 5,235千円 【負担率】 (事業費のみ) 村 15%×1.5% 受益者 0%</p> <p>県営水環境整備事業（南川岸地区） (H15予算) 負担金 1,260千円</p>	<p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>農業農村整備事業 【目的】 農業経営の安定及び地域生活環境との調和に寄与する。</p> <p>県営ほ場整備事業（豊岡地区） (H15予算) 負担金 39,000千円 【負担率】 町 15% 受益者 0%</p> <p>県営湛水防除事業（中台地区） (H15予算) 負担金 5,250千円 【負担率】 町 5% 受益者 0%</p> <p>県営湛水防除事業（蓮沼II期） (H15予算) 負担金3,150千円 【負担率】 町 2.5% 受益者 0%</p> <p>広域営農団地農道整備事業（九十九里地区1期） (H15予算) 負担金 9,146千円 【負担率】 (事業費のみ) 町 15%×13.76% 受益者 0%</p> <p>県営水環境整備事業（南川岸地区） (H15予算) 負担金 840千円 【負担率】 町 4.2% 受益者 0%</p>	

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		北総中央用水土地改良事業 国営かんがい排水事業 【概要】 北総台地の6市1町 (山武町、東金市、八街市、富里市、成田市、佐倉市、千葉市)の農業振興と地域発展を図るため利根川から導水する農業用水事業。 【参考見込み】 現行事業費、210億円の8.4%を上記7市町で負担(見直し予定あり)			
	両総用水かんがい排水改良事業 【概要】 両総用水の基幹部分の老朽化と定期的な用水供給のための施設更新事業	両総用水かんがい排水改良事業 【概要】 両総用水の基幹部分の老朽化と定期的な用水供給のための施設更新事業	両総用水かんがい排水改良事業 【概要】 両総用水の基幹部分の老朽化と定期的な用水供給のための施設更新事業	両総用水かんがい排水改良事業 【概要】 両総用水の基幹部分の老朽化と定期的な用水供給のための施設更新事業	
【農村整備事業】			農村総合整備事業 農業振興基本計画 【内容】 関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行なう。 【予定事業】 (検討中) ・産業拠点となる直売場の整備等	農村総合整備事業 農業振興基本計画 【内容】 関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行なう。 【予定事業】 (検討中) ・ビオトープ ・太陽光の利用等	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。

項 目	現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
		<p>農業用水利施設維持管理事業</p> <p>【目的】 農地・農業用施設、林業施設の災害復旧を行い、農林業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。</p> <p>(H15予算)</p> <p>津辺和田水利組合 委託金 200千円</p> <p>殿台水利組合 委託金 100千円</p> <p>みどりみ排水機場管理委員会 負担金 2,000千円</p> <p>田越堰管理委員会 負担金 300千円</p> <p>ため池管理(6ヶ所) 委託金 120千円</p> <p>武射田湛水防除施設管理委員会 負担金 500千円</p>		<p>農業用水利施設維持管理事業</p> <p>【目的】 農業用水管理団体へ補助を行い水門等の管理を行う。</p> <p>(H15予算)</p> <p>県営蓮沼地区湛水防除事業施設管理委員会 負担金 3,150千円</p>	<p>農業用水利施設維持管理事業</p> <p>【目的】 農業用水管理団体へ補助を行い水門等の管理を行う。</p> <p>(H15予算)</p> <p>田越堰管理委員会 負担金 600千円</p> <p>田越湛水防除施設管理委員会 負担金 1,000千円</p> <p>県営蓮沼地区湛水防除施設管理委員会 負担金 3,150千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
<p>畜産関係事業</p> <p>【畜産振興対策事業】</p>		<p>酪農組合補助金 (H15予算) 100千円 【補助率】 定額</p> <p>家畜改良増殖事業 (H15予算) 196千円 【補助率】 (受精料-4,500円) ×70%</p> <p>基礎牛導入事業補助金 (H15予算) 150千円 【補助率】 一頭につき 50千円</p>	<p>自給飼料増産対策事業 (H15で廃止)</p>		<p>畜産環境保全対策委員会補助金 (H15予算) 300千円 【補助率】 定額</p> <p>優良種牡牛種付料補助金 (H15予算) 600千円 【補助率】 種代の1/2 (1種の上限は3千円)</p>	<p>松尾町の例を基本に合併時まで調整する。</p>

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	漣 沼 村	松 尾 町	
【畜産防疫対策事業】		<p>家畜防疫事業補助金</p> <p>牛、豚、鶏の予防注射の実施に対する助成 (H15予算) 625千円 【補助率】 1/2以内</p>	<p>家畜伝染病予防事業補助金</p> <p>牛、豚、鶏の予防注射の実施に対する助成 (H15予算) 133千円 【補助率】 1/5以内</p>	<p>乳牛アカバネ病予防対策補助金 (H15予算) 237千円 【補助率】 1/4以内</p> <p>オーエスキー病防疫対策事業 (H15予算) 762千円 【補助率】 1/8以内</p> <p>種豚予防注射補助事業 (H15予算) 282千円 【補助率】 1/4以内</p>	松尾町の例を基本に合併時まで調整する。
		<p>家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進に関する取り組み</p> <p>家畜排せつ物に関する法律に基づき、家畜排せつ物処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する。</p>	<p>家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進に関する取り組み</p> <p>家畜排せつ物に関する法律に基づき、家畜排せつ物処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する。</p>	<p>家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進に関する取り組み</p> <p>家畜排せつ物に関する法律に基づき、家畜排せつ物処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する。</p>	

項 目	現 況				調整内容	
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
林業関係事業 【林業振興計画】		森林整備のマスタープラン 平成14年度策定 森林面積 788 h a	森林整備のマスタープラン 平成14年度策定 森林面積 2,416 h a	森林整備のマスタープラン 平成14年度策定 森林面積 128 h a	森林整備のマスタープラン 平成14年度策定 森林面積 1,081 h a	新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。
【林業振興関係事業】		森林機能強化対策事業 (H15予算) 423千円 【補助対象】 下刈・枝打・間伐・搬出 【補助率】 県 4/10以内 町 1/10以内 サンプスギ溝腐病総合対策事業 (H15予算) 796千円 【補助対象】 罹病木伐倒・集積 【補助率】 県 50/100以内 町 10/100以内	森林機能強化対策事業 (H15予算) 1,190千円 【補助対象】 下刈・枝打・間伐・搬出 【補助率】 県 4/10以内 町 3/10以内 サンプスギ溝腐病総合対策事業 (H15予算) 7,529千円 【補助対象】 罹病木伐倒・集積 【補助率】 県 50/100以内 町 20/100以内		森林機能強化対策事業 (H15予算) 910千円 【補助対象】 下刈・枝打・間伐・搬出 【補助率】 県 4/10以内 町 3/10以内 サンプスギ溝腐病総合対策事業 (H15予算) 1,680千円 【補助対象】 罹病木伐倒・集積 【補助率】 県 50/100以内 町 20/100以内	山武町の例を基本に合併時に統一する。
			造林事業 (H15予算) 905千円 【補助対象】 一般造林、県単造林に該当する事業について、標準事業費の7/10になるように補填する。 【補助率】 3/10以内（関係機関補助とあわせて7/10）			

項目	現況					調整内容
		成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	
【林業振興団体補助】			<p>林業後継者組織活動補助金</p> <p>【事業内容】 林業後継者によって組織される山武町林業研究会に補助金を交付することにより、後継者育成活動を支援する。</p> <p>【補助金】定額 (H15予算) 40千円</p> <p>間伐等推進事業費補助金</p> <p>【事業内容】 山武郡市森林組合山武支部組合員の間伐技術の研修及び間伐推進活動を支援する。</p> <p>【補助金】定額 (H15予算) 60千円</p>			<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。</p>
【治山事業】		<p>【事業の負担割合】</p> <p>県営事業 国・県の財源 県補助事業 町・県の財源 市町村単独事業 町財源</p>	<p>【事業の負担割合】</p> <p>県営事業 国・県の財源 県補助事業 町・県の財源 受益者負担 (工事費×10%)</p>		<p>【事業の負担割合】</p> <p>県営事業 国・県の財源 県補助事業 町・県の財源</p>	<p>成東町、松尾町の例により合併時に統一する。</p>
【鳥獣被害駆除防除対策事業】		<p>有害鳥獣駆除 1回につき3ヶ月を限度 例年(5月中旬～6月中旬)</p> <p>(H15予算) 有害鳥獣駆除委託料 (町猟友会へ委託) 236千円 駆除従事者保険料 31千円</p>	<p>有害鳥獣駆除 年2回(4月～10月)</p> <p>(H15予算) 有害鳥獣駆除委託料 (町猟友会へ委託) 300千円 駆除従事者保険料 139千円</p>	<p>有害鳥獣駆除 年2回</p> <p>(H15予算) 有害鳥獣駆除委託料 (村猟友会へ委託) 240千円 駆除従事者保険料 68千円</p>	<p>有害鳥獣駆除 年1回～2回(苦情あり次第実施)</p> <p>(H15予算) 有害鳥獣駆除委託料 (町猟友会へ委託) 300千円 駆除従事者保険料 180千円</p>	<p>合併時までに調整する。</p>

項 目	現 況				調整内容	
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
【手数料（鳥獣飼養許可申請）】		鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき3400円	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき3400円	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき3400円	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき3400円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
【火入れ許可】		【申請】 10日前までに申請 【許可対象期間】 1件につき7日以内 【許可対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.5ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合には、1ヘクタールを超えて許可することができる。	【申請】 7日前までに申請 【許可対象期間】 1件につき8日以内 【許可対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。	【申請】 7日前までに申請 【許可対象期間】 1件につき7日以内 【許可対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。	【申請】 7日前までに申請 【許可対象期間】 1件につき7日以内 【許可対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。	成東町の例を基本に合併時に統一する。
水産関係事業						
【漁港の整備等】		漁港維持改良県単事業負担金 (H15予算) 360千円		栗山川漁港改修工事地元負担金 (H15予算) 757千円		現行のとおり新市に引き継ぐ。
【漁場の整備等】				淡水魚類種苗放流事業補助金 (H15予算) 20千円		
【漁業協同組合】 (H15. 4. 1現在)		成東町漁業協同組合 組合員 64名		蓮沼村漁業協同組合 組合員 111名		早期統合に向け調整に努める。